

総務文教常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案8件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和4年12月7日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、金森すみ子、岡村有正、保角美代、
大嶋達巳、加藤勝明、日高英城
- 4 審査結果

「議案第59号」北本市行政組織条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第62号」北本市職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第63号」北本市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、挙手なしにより否決すべきものと決定しました。

「議案第66号」北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第71号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第72号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第73号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第75号」和解をし、損害賠償の額を定めることについては、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第59号」について

(1) 「どのような視点で組織の見直しを行うことになったのか、また、今回市長公室と行政経営部を統合して政策推進部とした理由について」質疑したところ、「組織の見直しについては、本来、条例改正を伴うような組織の改編は、4年に1回、機構改革として行っているところです。今回は、本年度実施した組織に関するアンケートや統合ヒアリングにおける組織情報の収集等を踏まえ、事務管理委員会等を経たうえで、二重行政を解消すること及び市民にとって分かりやすく効率的な組織体制とすることを目的として条例改正を行うこととしました。具体的には、市長公室政策調査担当と行政経営部企画調整担当を統合してシンプルに政策を打ち出していく形とし、シティプロモーションで内閣総理大臣賞を受賞するなど市内外に一定の認知が図られている市長公室は課としての位置付けで残すこととしています。また、部の名称を政策推進部とした理由については、市長公室と行政経営部を統合するに当たり、これまでの政策を着実に推し進めていくことを分かりやすく打ち出すために、政策推進部としたところですよ」との答弁がありました。

(2) 「市民にとって分かりやすくということであれば、もっと早くやるべきだったのではないかと、なぜ令和5年度からなのか。現在の担当職員が定年を迎えるタイミングに合わせて変更しようとしているのか」と質疑したところ、「今回は、市長公室の機能の一部を現在の行政経営部の担当に統合することを主眼に進めました。市長公室の担当業務が減り、市長公室を課として

位置付けるため、部長が1名減る状況となっています。これまで機構改革以外に毎年組織の見直しを行っていますが、その際には、その時々課題、政策の進捗状況、市長の考え、人員体制等を勘案していますので、退職の職員がいることは配慮する一部分と考えます。しかし、今回は2つの担当を統合したいということで取り組み、結果的にこのような形に至ったものです。また、統合の時期については、第5次北本市総合振興計画後期基本計画を令和3年12月に策定しましたので、令和4年度当初での組織の見直しは間に合わなかったため、令和5年度当初から統合して、政策を推進していきたいという思いから、今回このような組織を提案しました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第62号」について

(1) 「改正後は退職者の人数が変動すると思うが、新規採用の人数に影響するのか、また、段階的に該当となる職員の人数について」質疑したところ、「令和13年度までに段階的に定年延長が完了するため、その間、退職者の人数に基づいて新規採用を行うとなると、ある世代では全く採用しないということも考えられますので、基本的にはこの期間に退職する人数を平均値でならした上で、できるだけその人数を採用したいと考えています。定年延長に係る人数については期間全体で33人の予定です」との答弁がありました。

(2) 「給料に関して、7割措置はどのように示されているのか、また、退職金の取扱いについてはどうなるのか」と質疑したところ、「地方公務員法の改正により、給料を7割とすることになりますが、その際、管理職であった人は非管理職になりますので、その給料表の上限だったとしても、かつての額の7割に届かせるために調整額を出す制度になっています。調整額自体は、給料表に左右されることなく当分の間適用しますが、当分の間がいつまでかは示されていないので、状況を見極めながらということになります。

また、退職金については、ほぼ全ての方が60歳時の給料がピークになっていますので、今回の定年延長に関して、退職金はピーク時特例により、60歳の最も高い時点を基準とすることになっています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第63号」について

(1) 「法第60条の5にある条例要配慮個人情報として、LGBTに関する個人情報等をこの条例では規定しないこととした理由について」質疑したところ、「LGBTに関する個人情報等については、法律第2条第1項に規定する個人情報には該当するものと考えますが、北本市が実施しているパートナーシップ制度は、全国の自治体にもその波が広がっていることから、地域独自の特性の配慮事項に当たらないのではないかとの考えにより、今回は規定を見送ることになりました」との答弁がありました。

(2) 「条例要配慮個人情報の設定について、情報公開・個人情報保護運営審議会で議論や意見はあったのか、また、庁内では議論されたのか」と質疑したところ、「当該審議会は、現条例に関して審議する機関であり、新条例に関する内容については諮問事項に当たらないため、議論や意見はありませんでした。また、庁内では、条例要配慮個人情報の設定自体について検討し、LGBT等を推進している他自治体の動向も踏まえ、基本的には設定の必要はないという検討結果でした」との答弁がありました。

(3) 「これまでの個人情報登録簿と法律の規定による個人情報ファイル簿の違いについて、また、本市ではどのように運用する予定なのか」と質疑したところ、「個人情報登録簿については、条例に基づき事業ごとに個人情報を収集し簿冊として管理する形になっています。ファイル簿については、国のガイドライン等によると1,000人分以上のまとまった個人情報についてファイル簿を作成しますので、個人情報登録簿より大きな枠組みとなります。

登録簿にあってファイル簿にないものとしては、事業開始・終了日、記録の形態、保存年限等の情報で、ファイル簿にあって登録簿にないものとしては、記録情報の提供先、開示請求を受ける組織名等の情報です。本市では登録簿を廃止してファイル簿により運用をしていきますが、これまで登録していた内容が抜け落ちないように整備したいと考えています」との答弁がありました。

(4) 「法律の一部改正に伴う北本市個人情報保護条例の廃止について、北本市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問されているが、審議会での議論、答申等の状況について」質疑したところ、「令和4年10月25日に審議会を開催し、諮問事項である北本市個人情報保護条例の廃止について議論していただきました。最終的には、条例を廃することについて、附帯意見はつきましたが一同異議なしで審議を終了しています。答申は現在調整中で、12月8日までに各委員から意見をいただき、まとめる予定になっています」との答弁がありました。

(5) 「答申が出ていないのに議案提出に踏み切ったのはなぜか、また、審議会を閉じて答申をまとめるまでの間の各委員との意見調整はどのように行ったのか」と質疑したところ、「答申を待たずに提出したことは大変申し訳なく思っていますが、個人情報ファイル簿の作成に関する庁内通知や、条例の公布から施行までの間の市民への周知期間を考え、このタイミングにと考えたところです。10月25日に審議会を開催し、閉会后、議事録案及び答申案を会長と副会長に送付しました。11月22日には議事録を確定し、答申案についても11月26日から答申案の構成について意見等をいただきました。それを受けて12月1日付で委員宛に案を送付し、明日の12月8日までに各委員から意見をいただく状況になっています」との答弁がありました。

本案に対して、反対討論が1件ありました。

◎「議案第66号」について

(1) 「今回、どのような経緯で条例の一部改正に至ったのか」と質疑したところ、「今回の条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、北本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る自動車の使用等の公費負担の規定を整備するものです。改正内容は、全て政令に定める額に合わせる形とし、公費負担限度額を政令で規定する額と同額に引き上げます。本市が独自に設定するものではありません」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第71号」について

(1) 「公募の方法及び指定管理料が上がっている理由について」質疑したところ、「公募の方法としましては、市ホームページに情報を掲載するとともに、「ベスピィ」という指定管理等に関する全国の地方自治体の公募情報を提供しているポータルサイトにも掲載し、周知を図りました。指定管理料については、野外活動センターはお風呂を有する施設となっておりますので、燃料費の高騰が大きく影響しています。また、人件費も毎年、最低賃金が上がっていますので、それらを考慮した結果、指定管理期間5年間で2,500万円程度の値上がりを見込んでいるところです」との答弁がありました。

(2) 「公募で1者しか提案がなかったが、選考委員会における株式会社サンアメニティへの評価の内容について」質疑したところ、「外部委員も入った選定委員会で審査を行い、質疑応答を経まして、最終的にこちらの業者で適正だという判断をいただいたところです。採点の結果としては、委員9名で、1名の持ち点を100点として採点し、全体として675点、100点換算すると75点となっています」との答弁がありました。

(3) 「今回提案された事業者からは、新規提案や課題について、どのような内容を提案されたのか」と質疑したところ、「新規提案については、サンアメニティが指定管理を行っている福島県立会津自然の家との連携事業、埼

玉県立長瀬げんきプラザとの連携事業の2事業を提案いただいています。また、現在、試行的に行っている野外活動センター多目的広場を利用したオートキャンプについて、現在の平日のみの実施から、今後は土日も含めて事業を展開したいという内容もありました。課題としては、施設の老朽化が課題と捉えているようですので、担当課として、連携して運営していきたいと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第72号」について

(1) 「3つの事業者が共同で指定管理を行うことになるが、それぞれの仕事のすみ分け及び新規提案について」質疑したところ、「株式会社東急コミュニティーが代表構成員となり、施設全体の管理を行います。また、構成員のひとつの株式会社図書館流通センターは図書館の運営を行います。最後に、アクティオ株式会社はイベント等の運営を行う形ですみ分けて運営を行います。新規提案としては、図書館へのタブレット端末の導入や電子図書館のさらなる充実などの内容を提案いただいています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第73号」について

(1) 「今回、株式会社イナホスポーツと株式会社サイオーとの2者共同で事業計画が提出されているが、イナホスポーツはどのような形で参入することになったのか」と質疑したところ、「前回の構成員に替えて、新たにイナホスポーツが参入した理由としては、市内事業者であり、新規提案としていただいている中学校の部活動の地域移行も見据えて、地域の実情をよく知る事業者であるためと聞いています。イナホスポーツは本市中学校の水泳授業の民間委託事業を受託していますが、今回は体育センター施設における地域教室等の運営に関わっていくものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第75号」について

(1) 「今回の和解案として解決金177万1,000円が示されているが、この金額の根拠について」質疑したところ、「解決金177万1,000円は、申立人の身体症状に伴う入院及び通院期間に基づく慰謝料となります。日弁連交通事故センターが発行している民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準により、入院期間2か月、通院期間20か月を基準として算定した金額は161万円です。その額に弁護士費用の10%、16万1,000円が加算され、合計177万1,000円となっています」との答弁がありました。

(2) 「和解ではなく、裁判をするという選択肢もあったと思うが、なぜ和解を選んだのか」と質疑したところ、「令和4年5月に、紛争解決センターを通じてADR（裁判外紛争解決手続）についての申立てがあり、その中で、教育委員会、市長部局、及び本市の顧問弁護士と、裁判にするのか、ADRに応じるのか、協議を重ねました。結論として、最も優先すべきことは、被害に遭った元児童の社会的な復帰を目指して本事案を早期に解決することであり、それが次のステップに進むきっかけとなると考え、ADRに応じることを選択しました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和4年12月20日

総務文教常任委員会
委員長 日高英城

北本市議会議長 工藤日出夫 様